

第412回: 中央銀行への挑戦

中国の中央銀行に相当する中国人民銀行は 9 月 4 日、仮想通貨を使った資金調達「ICO」(Initial Coin Offering)を非合法的な金融活動と認定し、これを禁止すると発表した。

この衝撃的なニュースは、近年目覚ましい勢いで伸びているビット・コイン、イーサリアム等の仮想通貨に冷や水を浴びせる結果となり、業界全体の時価総額は1日前に比べ、邦貨換算で一気に約2兆円も下落してしまった。

ICO とは聞きなれぬ単語だが、この対義語は IPO。金融用語で、未上場企業が新規に株式を証券取引所に上場し、投資家に株式を取得させることを、「IPO(Initial Public Offering)」と云うが、それを仮想通貨で行う取引が「ICO」である。

ICO 取引では、企業などの発行体がブロック・チェーン技術を使って仮想通貨を新しく発行し、出資者から資金を調達する手法。ブロック・チェーンとは、仮想通貨の中核で、通貨発行の信頼性や透明性を担保するデジタル記録台帳のようなものである……難しすぎてよく分からないが。

株式の IPO では証券会社が売り出しを行うが、仮想通貨を使う ICO では、コインの開発元が仮想通貨取引所と連携して、PJ 概要や資金用途等を記した薄っぺらな White Paper(白書)をインターネット上に発表するが、これは IPO の目論見書に相当する。

インターネット金融と同様、ICO も ICT(情報通信技術)を駆使したフィンテックの一種だ。しかし中国の ICO を中央銀行の立場から見ると、これは中国の起業家が、勝手に開発した資金調達であり、もちろん法律的根拠はないし、金融当局に対する届け出も一切ない。当局が違法なシャドーバンクだと怒るのも当然だ。

そんな奇怪な金融商品が跋扈する理由は中国が墨守する規制金利にある。日本も同様だが金持ちほど金銭に細かく、彼らにとって定期預金(1年物で年利 1.5%)に興味はなく、もっと高収益の運用手段が欲しい。一方資金繰りに窮している民営企業にとって、国有銀行の敷居は高く、多少金利の高いシャドーバンクでもよいから、資金を調達して運転資金を確保したい。

このような状況下、金融当局の目の届かぬ場所で、需要と供給が出会うと、フィンテックが一気に投機と賭博の手段と化してしまう。これが中国の民間金融であり、当局が警戒する所以である。

中国の研究機関が発表したデータによると、本年に実施された ICO は合計 65 件、資金調達規模は約 26 億元(1 元=約 17 円)、投資家総数は 10.5 万人に達するという。中国人民銀行は「ICO の 90%は違法な資金調達が詐欺であり、実体を伴うプロジェクトは全体の 1%もない」と切り捨てている。

中国政府が ICO 規制に乗り出した背景は、投資家保護の観点から ICO 詐欺の防止やマネーロンダリング対策が主な目的であると云われているが、仮想通貨そのものへの警戒感も強い。

世界には 700 以上の仮想通貨が存在しており、開発元は仮想通貨の開発継続、新機能追加等の努力

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

を重ね、グローバル通貨入りを目指している。一方仮想通貨のユーザーには数多くの犯罪者が含まれており、彼らは仮想通貨を活用することにより、当局の監視を逃れ資金を隠匿しようとしている。

米国当局者が「北朝鮮が経済制裁をビット・コイン利用で回避しようとするなど、仮想通貨はグローバルに使われている。武器や薬物など世界の闇市場の決済にも仮想通貨が使われている。ブロック・チェーンなどの金融技術は日々進化しているが、犯罪者の技術も進化しており、今後政策、情報、課税、規制等あらゆる面で各国が国際的に連携を深めることが必要だ」と述べるのは当然だろう。

中国にも犯罪者はいる。身近な存在で言えば、これまで苦しい生活に耐え、ようやく築き上げた財産を、安全な場所に移したいと熱望する官僚や資産家たちだ。でも彼らにとって資産の中国国内での運用は危険だ。運悪く権力闘争に敗れると、すぐ「重大な規律違反」により財産を召し上げる国だからね。もっとも腐敗や汚職で蓄えた財産が、権力闘争の結果没収されるのは、仕方がないことだと思うけど。

そんな訳で、中国の富裕層、特権階級の多くが仮想通貨に興味を持ち、うまく活用したいと思っている。だが、そのあまりに不純な動機故に、中国当局から厳しく監視されるわけである。

中国で現体制が続く限り仮想通貨に未来はない。仮想通貨とは通貨発行体に対する挑戦であり、中国の発行体とは即ち中華人民共和国だからだ。中国人にとって使いにくいビット・コインが、世界市場でこれから順調に繁栄できるかも疑問である。

もし中国が仮想通貨の未来に注目しているのであれば、中央銀行が自ら仮想通貨を開発し、発行するだろう。通貨単位は「毛(マオ)」か「習(シー)」か不詳だが。

因みにボクの出自の MUFG も仮想通貨「MUFG コイン」の発行を準備しているが、これとビット・コインや、イーサリアムとは全く異なるコンセプトである。コインを発行するのは三菱東京 UFJ 銀行であり、コインには同行の信用が反映される。交換レートも 1 コイン=1 円だ。投資には使えない。

同行が MUFG コイン発行を推進する理由は、ブロック・チェーン技術の活用によって、システム開発資金や、バックアップセンター建設等のコストを大幅に削減できるからだろう。

国内外への送金手数料も安くなるだろうし、会社の忘年会費用の精算も、幹事が各人の負担額を伝え、全員がスマホを操作すれば、ワリカン精算も便利だ。こんな利便性の高い仮想通貨であれば、日銀や中国人民銀行から睨まれることもないだろう。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成29年9月12日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本^の常識は中国^の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040